

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立公文書館	事務及び事業の見直し			
	<p>【民間委託の推進】</p> <p>○公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図る。</p>	<p>公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務については、平成20年度においても一般競争入札を実施し、効率化を図ることとしている。</p> <p>さらに、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外については、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとするなど、更なる民間委託の推進に取り組んでいる。</p>	◎	平成20年4月
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。</p>	<p>平成20年1月18日の施政方針演説にて、福田総理から「行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」との表明があり、2月29日には、公文書管理担当大臣が発令され、同大臣の下の「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の開催が決定した。</p> <p>この会議は3月12日から8回にわたる議論が行われ、制度官庁も含めた公文書管理担当機関の機能・組織の在り方についても議論がなされたところであり、平成20年7月1日にとりまとめられた中間報告では、以下の通りの提言がなされた。</p> <p>(機能面)</p> <p>「公文書管理担当機関」は、公文書管理に関するいわば「司令塔」として、①公文書管理に関する法令等の企画・立案・調整、②作成・保存・移管等の公文書管理に関する基準の策定・改定、③文書の延長・移管・廃棄への関与、④文書管理の実施状況の把握と不適切な実態の是正、⑤移管を受けた文書の保存・利用、⑥専門的知見を活用した各府省・地方公共団体等の支援、⑦国内・国外の関係機関との連携、等の機能を担うべき。</p> <p>(組織面)</p> <p>ライフサイクルを通じた統一かつ効率的な文書管理を実現する必要から、現在、内閣府(非現用文書)と総務省(現用文書)に分かれている文書管理に関する事務を内閣府に一元化することとし、あわせて、国立公文書館の持つ機能について、</p> <p>①文書管理機能のすべてを内部部局・外局又は特別の機関として位置付ける案</p> <p>②各府省や司法府・立法府からの円滑な移管が可能となるような権限を持つ「特別の法人」に改組する案</p> <p>の2つを軸に検討すべき。</p> <p>今後、本年10月頃に予定される最終報告に向けて更なる議論が行われる見込みであり、この議論を受けて、組織体制の整備に向けた検討を政府と一体となって行うこととしている。</p>	○	平成20年度内
運営の効率化及び自律化				
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○公文書等の活用により自己収入増大のための方策を検討し、平成20年度内に結論を得る。</p>	<p>館においては、これまで、公文書等のうちから視覚的に興味を引きそうな絵図や文書など魅力あるものを選定して絵はがき等に加工・販売するなど、自己収入増大のための努力をしてきているところ。平成20年度からは新たに販売用に一筆箋を作成するなど、自己収入増大に努めているところである。なお、今後とも館では自己収入増大のための方策を検討していくこととしている。</p>	○	平成20年度内

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国民生活センター	事務及び事業の見直し			
	【情報分析事業】 ○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。	・苦情相談の受付からPIO- NET登録までの期間を短縮するため、平成20年3月に臨時のPIO- NET運営連絡会議(出席者:メインセンター所長等)を開催し、消費生活センターにおいて受付情報の即時登録を実現する業務体系(案)を説明。 ・平成20年度は、引き続き地方センターに対し業務体系変更(案)に係る地方センター側の制度的対応(文書管理に関する規定の整備、個人情報保護条例・セキュリティポリシーとの整合性)について、全国所長会議、ブロック所長会議等の場で協力要請を継続的に実施し、合意形成を図る。	○	平成21年3月
	○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。	・平成20年度中に、上記の業務体系の再検討を踏まえたシステム仕様書を作成し、調達手続き(入札)を開始するため、現在、要件定義等について、PIO- NET最適化計画を踏まえてさらに詳細な検討を行っているところ。上半期中に仕様書を作成し、下半期にシステム調達のための入札手続きを開始する(平成21年度の予算要求において、システム構築に必要な経費を要求)。 ・平成20年度中に、「分類・キーワード」の改定案を取りまとめ、これに対する消費生活センターの意見も踏まえた上で関連するマニュアルの改定版を作成し、全国の消費生活センターに配布するため、改定案の策定を行う(平成21年度より改定した「分類・キーワード」による運用を開始)。 ・平成20年度中に「早期警戒指標」を作成するため、外部有識者を含めて検討を行うとともに、指標値に基づく定期的な監視・分析のための手法を開発し、第4四半期に試験的運用を開始する予定。	○	平成22年9月
	○事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。	・平成20年度においては、PIO- NETを含む類似の情報収集システムに関する情報を収集し、事故情報データベースが備えるべき機能について、外部有識者を含めて検討を行った上で、システム仕様書を作成する。 ・これに先立ち、内閣府を通じて関係省庁との間で、入力される情報の共有方法等について協議を行い、一定の結論を得る。	○	平成22年9月
	【相談調査事業】 ○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。	・国民生活センター法改正案(平成20年3月4日提出、平成20年4月25日成立、平成20年5月2日公布)が成立したことを踏まえ、裁判外紛争解決手続の導入に向け、紛争解決委員会の設置、業務規程・事務局体制の整備等について検討する。	○	平成21年3月
	○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。	・法律相談、自動車相談、住宅相談に加え、平成20年度から新たに、金融・保険、情報通信、特商法に関する高度専門相談を開始する。また、平成20年4月から外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷き、専門的な相談の解決に向けて充実・強化を図る。	○	平成21年3月
	【商品テスト事業】 ○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。	・平成20年度においては、危害・危険や偽装などの問題を有する商品について、事故状況などを反映したテストを迅速に行うとともに、3独立行政法人(製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所)等関係機関との連携を図り、定型的なテスト(電気用品安全法等法律によってテスト方法が定まっているもの)を中心に外部化を推進する。 ・全国のテスト機関が実施可能な商品や試験内容、保有する施設や機器等に関する情報、消費生活センターが実施した商品テスト情報を収集し、平成20年中に情報提供を開始する予定。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国民生活センター	<p>【教育研修事業】 ○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。</p>	<p>・平成20年度においては、資格更新講座を東京都、大阪府をはじめ全国で19回実施する。 ・消費生活専門相談員資格認定試験については、各地の地理的条件に配慮しつつ、全国の地方都市において平成20年9月に1次試験を15カ所以上(北海道、東京都、福岡県など)で実施し、11月に2次試験を5カ所(北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)で実施する予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。</p>	<p>・官民競争入札等監視委員会のスケジュールに合わせ、平成20年8月以降、実施要項の作成や入札小委員会における審議等、所定の手続を経た上で、平成21年10月からこれらの研修について市場化テストを導入する。 ・内閣府官民競争入札等監視委員会と調整のうえ、相模原事務所の企画・管理・運営については、平成20年度中に民間競争入札を実施する。</p>	○	平成22年3月
	<p>○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。</p>	<p>・中期計画に基づき、地方公共団体の職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図りつつ研修を実施しているところ。(平成20年度は45コース(全研修の90%)の開催を予定)。</p>	○	平成21年3月
	<p>【国民生活センターの在り方の検討】 ○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>	<p>・消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)(以下「基本計画」という。)において、「国民生活センターは、国の中核の実施機関として、消費者相談(国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援)、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、PIO-NETを刷新し、事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。また、広域的な消費者紛争の解決(ADR)のための体制整備を進める。こうした取組と平行して、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など運営面、組織面、人事面の改革を進める。」とされた。</p>	◎	平成20年3月
	<p>○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。</p>	<p>・基本計画において、「消費者庁が消費者からの苦情相談に関する情報や被害情報等を一元的に収集した上で、調査・検査・試験等を、(独)製品評価技術基盤機構、(独)農林水産消費安全技術センター、(独)国立健康・栄養研究所等の関係機関に、機動的に要請できる仕組みについて早急に検討し、その結果、必要に応じて、関係法令における、独立行政法人等の関係機関の調査・検査・試験等の規定に関して所要の措置を採る。」とされた。</p>	○	平成21年度
	<p>運営の効率化及び自律化</p>			
<p>【東京事務所】 ○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。</p>	<p>・「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議(財務大臣主催)」の報告書(平成20年6月12日)において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれたところ。これに伴い、東京事務所についても品川税務署の移転に併せ、求められる機能を十分発揮しつつ、消費者行政の強化につながる移転先の確保を図ることとしている。</p>	○	平成23年3月	

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
北方領土問題 対策協会	事務及び事業の見直し 【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 ○法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。	平成20年4月から法人資金の貸付停止を実施。	◎	平成20年4月
	○住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。	住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で当該方針に従い、措置する予定。	○	平成25年3月
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。	平成19年12月に東京本部の移転を実施。平成20年10月中旬に札幌事務所の移転予定。	○	平成20年10月
沖縄科学技術 研究基盤整備 機構	事務及び事業の見直し 【大学院大学の設置準備】 ○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。	・設置準備業務の体制整備のために法人内に設けた「大学院大学設立準備グループ」及び「企画部」による取組を本格化させ、教育研究分野、組織体制、教員の人事制度を含む多くの事項について検討を行った。検討内容は、平成20年7月の第6回運営委員会に報告された。 ・第6回運営委員会において、大学院大学の制度設計や教学面の概要を示した「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、大学院大学の在り方について具体化が図られた。	◎	平成20年7月
	○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。	次期中期目標・中期計画（平成21年度からの3年間を想定）について、現在、内閣府及び沖縄科学技術研究基盤整備機構が、関係省等と連携しつつ検討を行っている。中期目標については平成21年2月、中期計画については平成21年3月に策定予定。	○	平成21年3月 ～平成24年3月
	【研究開発の推進】 ○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。	・新規代表研究者の採用は、国際的に高いレベルを確保する観点から、応募書類と研究計画に基づき、外部の科学者も含めた委員会による審査等を経て行っている。こうした運用の蓄積も踏まえ、次期中期計画等において、採用基準の明確化を図ることとしている。 ・既存の代表研究者の研究成果は、契約4年目に運営委員のメンバーを議長とし、議長が選任した外部委員からなる委員会による厳格な評価が行われている。	○ ◎	平成21年3月 平成20年3月
	運営の効率化及び自律化 【内部統制・ガバナンス強化】 ○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。	・平成19年11月にコンプライアンス担当の理事長補佐を設け、同理事長補佐がコンプライアンスに関するレビューを直接行う体制とした。平成20年3月に策定した新たな組織規程により、利害が相反することを避ける観点から、理事長補佐が理事長の下に置かれることを明確にした。 ・平成20年3月に策定した新たな組織規程により、事業推進部から独立した財務グループを設置し、理事の管理の下に置くことにより、利害が相反することを避ける観点から、ガバナンスを強化した。	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
沖縄科学技術 研究基盤整備 機構	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>	次期中期計画(平成21年3月策定予定)に定量的な目標を設定するため、現状分析及び当機構研究者が応募可能な競争的研究資金に係る調査活動を行っている。	○	平成21年3月
	<p>【保有資産の有効活用】</p> <p>○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。</p>	シーサイドハウスについて有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行っている。	○	平成21年3月